

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期 (予定)	事業終期 (予定)
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	生活応援事業補助金	①市内でのキャッシュレス決済に利用できるデジタル商品券にプレミアム分を上乗せをするキャンペーンを行うことで、市内経済の活性化と利用者へのプレミアム分の上乗せによる物価高騰対策を行い、社会経済活動及び消費の下支えを図る。 ②羽村市商工会への補助金(プレミアム分の前払分及び運営委託費用) ③ポイント原資45,000千円(プレミアム分20%、一口当たり1千円×45,000口)+事務費21,000千円(運営費及びプラットフォーム手数料等16,070千円、チラシ作成及び全戸配布等事務経費4,930千円)=66,000千円 ④羽村市商工会(市民、市内事業者等)	R7.4	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	住まいの防犯機器等購入緊急補助金	①物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、防犯意識の高まりを踏まえた防犯機器等の購入にかかる費用の一部を補助することで消費の下支えを図る。 ②市民への補助金(補助対象経費40千円に対し30千円を上限に補助) ③30千円×500世帯=15,000千円 ※15,000千円のうち、10,000千円に都補助金を充当 ④市民	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費保護者負担軽減事業補助金	①令和7年4月から令和8年3月までの給食費について無償化を実施することにより、物価高騰により経済的な影響を受けている羽村市立小・中学校に通う児童生徒の保護者への支援を行う。 ②羽村・瑞穂地区学校給食組合への補助金(学校給食費保護者負担分) ③(小学生)低学年645人×年額49,940円=32,211千円 中学年718人×年額51,810円=37,200千円 高学年733人×年額53,680円=39,347千円 (中学生)1,140人×年額61,270円=69,848千円 合計178,606千円※教職員を除く。 ※178,606千円のうち、156,280千円に都補助金を充当 ④羽村・瑞穂地区学校給食組合(羽村市立小・中学校に通う児童生徒の保護者※教職員を除く。)	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業者物価高騰対策助成事業(上半期)(R6補正分)	①原油価格・物価高騰等により経済活動に影響を受けている市内介護サービス事業者及び特別養護老人ホーム等への支援 ②市内介護サービスへの助成金 ③通所系介護サービス:利用者の送迎または利用者宅への訪問に使用した事業所所有の自動車1台につき1,700円(月額)×月数(最大6か月)×(推計)20台(5事業所)=204千円 訪問系介護サービス:利用者の送迎または利用者宅への訪問に使用した事業所所有の自動車1台につき900円(月額)×月数(最大6か月)×(推計)2台(1事業所)=11千円 施設系サービス等:入所者数(推計)616人×物価高騰影響額(3,907円)×月数(最大6月(4~9月分))=14,440千円 ④市内地域密着型介護サービス事業所、市内高齢者施設等(地方公共団体が受益者となる事業所は含まれない。)  ※事業費14,655のうち1,550をR6補正分	R7.4	R8.3

5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	教育施設等物価高騰緊急対策事業助成金(上半期)(R6補正分)	<p>①原油価格・物価高騰により経済活動に影響を受けている市内幼稚園等の支援  ②市内幼稚園等への助成金  ③【施設】  給食費改定なし:一人につき864円×(推計)847人=732千円  給食費改定あり:一人につき396円×(推計)2,540人=1,006千円  上半期の各月月初在籍数(推計)3,387人  【一時預かり】  利用人数の平均が100人以上:事業実施月につき10,000円×2園×6月=120千円  利用人数の平均が100人未満:事業実施月につき5,000円×2園×6月=60千円  ④幼稚園6園、幼稚園型一時預かり4園</p> <p>※事業費1,918のうち198をR6補正分</p>	R7.4	R8.3
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業者物価高騰対策助成事業(上半期)(R7予備費分)	<p>①原油価格・物価高騰等により経済活動に影響を受けている市内介護サービス事業者及び特別養護老人ホーム等への支援  ②市内介護サービスへの助成金  ③通所系介護サービス:利用者の送迎または利用者宅への訪問に使用した事業所所有の自動車1台につき1,700円(月額)×月数(最大6か月)×(推計)20台(5事業所)=204千円  訪問系介護サービス:利用者の送迎または利用者宅への訪問に使用した事業所所有の自動車1台につき900円(月額)×月数(最大6か月)×(推計)2台(1事業所)=11千円  施設系サービス等:入所者数(推計)616人×物価高騰影響額(3,907円)×月数(最大6月(4~9月分))=14,440千円  ④市内地域密着型介護サービス事業所、市内高齢者施設等(地方公共団体が受益者となる事業所は含まれない。)</p> <p>※事業費14,655のうち13,105をR7予備費分</p>	R7.4	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	教育施設等物価高騰緊急対策事業助成金(上半期)(R7予備費分)	<p>①原油価格・物価高騰により経済活動に影響を受けている市内幼稚園等の支援  ②市内幼稚園等への助成金  ③【施設】  給食費改定なし:一人につき864円×(推計)847人=732千円  給食費改定あり:一人につき396円×(推計)2,540人=1,006千円  上半期の各月月初在籍数(推計)3,387人  【一時預かり】  利用人数の平均が100人以上:事業実施月につき10,000円×2園×6月=120千円  利用人数の平均が100人未満:事業実施月につき5,000円×2園×6月=60千円  ④幼稚園6園、幼稚園型一時預かり4園</p> <p>※事業費1,918のうち1,720をR7予備費分</p>	R7.4	R8.3

8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業者物価高騰対策助成事業(下半期分)	<p>①原油価格・物価高騰等により経済活動に影響を受けている市内介護サービス事業者及び特別養護老人ホーム等への支援</p> <p>②市内介護サービスへの助成金</p> <p>③【10月～12月分】</p> <p>通所系介護サービス:利用者の送迎または訪問に使用した事業所所有の車1台につき1,700円(月額)×月数(最大3月)×20台(5事業所)=102千円</p> <p>訪問系介護サービス:利用者の送迎または訪問に使用した事業所所有の車1台につき900円(月額)×月数(最大3月)×2台(1事業所)=6千円</p> <p>施設系サービス等:入所者数616人×物価高騰影響額(3,907円)×月数(最大3月)=7,220千円</p> <p>【1月～3月分】</p> <p>通所系介護サービス:利用者定員1人につき1,600円(月額)×80人×月数(最大3月)=384千円</p> <p>訪問系介護サービス:利用者1人につき984円(月額)×7人×月数(最大3月)=21千円</p> <p>施設系サービス等:入所者数616人×物価高騰影響額(5,923円)×月数(最大3月)=10,946千円</p> <p>④市内地域密着型介護サービス事業所、市内高齢者施設等(地方公共団体が受益者となる事業所は含まれない。)</p> <p>※自動車台数と人数は推計値です。</p>	R7.10	R8.3
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	教育施設等物価高騰緊急対策事業助成金(下半期分)	<p>①原油価格・物価高騰により経済活動に影響を受けている市内幼稚園等の支援</p> <p>②市内幼稚園等への助成金</p> <p>③【10月～12月分】</p> <p>&lt;施設&gt;</p> <p>給食費改定なし:1人につき864円×586人=506千円</p> <p>給食費改定あり:1人につき396円×1,841人=729千円</p> <p>&lt;一時預かり&gt;</p> <p>利用人数の平均が100人以上:事業実施月につき10,000円×6園×3月=180千円</p> <p>利用人数の平均が100人未満:事業実施月につき5,000円×0園×3月=0千円</p> <p>※4～9月の施把握ができていなかった2園</p> <p>100人以上:10,000円×1園×6月=60千円</p> <p>100人未満:5,000円×1園×6月=30千円</p> <p>【1月～3月】</p> <p>&lt;施設&gt;</p> <p>給食費改定なし:1人につき1,215円×444人=540千円</p> <p>給食費改定あり:1人につき396円×1,380人=546千円</p> <p>&lt;一時預かり&gt;</p> <p>利用人数の平均が100人以上:事業実施月につき10,000円×6園×3月=180千円</p> <p>利用人数の平均が100人未満:事業実施月につき5,000円×0園×3月=0千円</p> <p>④幼稚園、幼稚園型一時預かり、認証保育所</p> <p>※人数は推計値です。</p>	R7.10	R8.3

10	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福生病院企業団物価高騰緊急支援金	<p>①公立福生病院(福生病院企業団)に対し、緊急かつ臨時的な措置として物価高騰支援を実施し、地域医療体制及び経営の安定化を図る。</p> <p>②福生病院企業団物価高騰緊急支援金</p> <p>③111千円(※1)×316床×1/4(※2)×33.5%(※3)=2,938千円 (※1)国のR7補正予算案「医療・介護等支援パッケージ」における「医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援」を参考に1床当たり111千円 (※2)福祉分野における国1/2・東京都1/4・市町村1/4の負担割合を参考に1/4 (※3)R7年度公立福生病院運営費負担金割合による按分。(構成市町の割合は福生市:43.5% 羽村市:33.5% 瑞穂町:23.0%)</p> <p>④公立福生病院(福生病院企業団)</p>	R8.2	R8.4以降
11	④消費下支え等を通じた生活者支援	上下水道料金減免事業(準備事務)	<p>①水道料金(基本料金)と下水道使用料(基本使用料)の各4か月分の減免を実施することにより、食料品の価格高騰による市民負担の軽減を図るための準備を行う。</p> <p>②水道事業会計及び下水道事業会計に繰り出し、上下水道料金の基本料金減免に係る費用</p> <p>③上下水道料金の基本料金減免に係るシステム改修費:4,895千円</p> <p>④市内全域の水道及び下水道利用世帯及び事業所(地方公共団体が受益者となる事業所は含まれない。)</p>	R8.2	R8.4以降